

# 視 察 報 告 書

報告者氏名：関沢敏行

委員会名：総務常任委員会

期 間：令和4年11月8日（火）～11月10日（木）

視察都市等及び視察項目：

- 1、 東京都世田谷区 若者施策について（希望丘青少年交流センター）
- 2、 長崎県長崎市 まちぶらプロジェクトについて
- 3、 山口県山口市 中心商店街における地域福利増進事業について

<所感等>

## 1、若者施策について(東京都世田谷区)

<世田谷区の若者施策>

世田谷区では、行政との接点が薄いと言われる中高生や大学生、社会人の中でも比較的若い方たちについて、平成25年から若者支援担当課を創設し、中高生から39歳までの方を支援の対象としている。(令和3年からは子ども・若者支援課)

子供が生まれた時から小中学校までは、比較的行政との関係があるものの、高校生から20代も含め接点のない時期が続いていると推測される。

また、リーマンショック以降の厳しい社会情勢の中、就職活動等における苦しい状況は若者を直撃した。

その支援を行うため、中高生や大学生等の若者たちの表現の場所、活動の場所を提供し、行政との距離を縮める政策を行っている。

<具体的な施策>

### ➤ 引きこもり支援

メルクマールせたがやなどの施設を運営

### ➤ 児童養護施設等を巣立つ若者の支援

平成28年度に児童相談所を開設

### ➤ 居場所づくり

アップス・たからばこ・あいりす等の開設と運営支援

※「たからばこ」は日本大学、「あいりす」は昭和女子大学と協定を結び、運営主体を大学及び学生としている。

### ➤ その他

小冊子「Cheer! わかものライフガイド」を作成し、若者政策や事業サービスをまとめ、周知している。

若者支援シンポジウムを実施（平成25年）し、支援者団体等のネットワークづくりや若者とのつながりを作っている。

<所感>

世田谷区の若者の居場所づくりや若者との接点を作るための「希望丘青少年交流センター(アップス)」について、その内容を伺い、施設の見学を行った。

施設設置については、若者の声を多く取り入れるためのワークショップを行うなど努力をさ

れ、若者に支持される施設となっている。また、運営についても若者と行政のつながりを生み出すために開設後も多くの声を取り入れる仕組みとなっていた。

2020年のコロナ禍以降の施設利用者数は減少し、感染拡大防止の観点から利用者の特定をしなければならない点など苦勞されているようだが、最近では少しずつ増加していると伺った。

見学した施設は中学校跡地に複合施設として開設されており、楽器演奏で大きな音が出せる防音スタジオがあったり、卓球等の運動ができる部屋があったりと、その内容は充実していると感じた。

本市では、子ども支援は行っているものの、18歳以上の若者の支援については、青少年相談は「子ども家庭支援センター」、引きこもり支援は「保健所」、就労支援は「経済部」など各部で分担し、業務として連続した支援とはなっていないイメージがある。



上地市長は、縦割り行政を改善するため組織編成を行い令和3年に「民生局」を立ち上げた。その際、民生局は「福祉部」「健康部」「子ども育成部」「子ども家庭支援センター」を統括し、出産後から高齢者以上の市民の方に至るまで、一貫して支援を行っている。いわゆる若者支援についても民生局の所管に入っている。しかし、「若者」と言われる世代への支援について、充実しているかと問われれば、はっきり見えない部分がある。

本市には世田谷区のような若者が集う施設は存在せず、財政的にも設置することは困難と言わざるを得ないが、横須賀の未来を担う「若者」への支援を行うことは重要である。今後は、全国の他都市まで視野を広げ、どのような支援ができるのか情報収集し参考にしたい。

## 2、まちぶらプロジェクトについて（長崎県長崎市）

### <まちぶらプロジェクト>

「100年にいちどの長崎」と題して変化の時を迎えている長崎市は、2022年9月西九州新幹線の開業にあわせ、2020年3月の長崎駅整備（2023年秋全面開業予定）を皮切りに、大規模MICE会場のオープン（出島メッセ長崎2021年11月）や2023年1月には新市庁舎の供用開始などの予定がある。

これらの背景から、長崎駅周辺を「陸の玄関口」として。また、国際船受け入れ拡大に伴って長崎港を「海の玄関口」として設定し、それぞれの活性化にとどまらず、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部の「まちなか」賑わいの中心地として計画的に再生を図り、全体を「まちぶらプロジェクト」として取り組んでいる。

「陸の玄関口」「海の玄関口」「まちなか」の活性化をそれぞれが図るのではなく、「まちなかの軸」を中心とした5つのエリアで整備を進めている。

また、ソフト面では「まちなか」の賑わいづくりに取り組もうとするみなさんに「まちぶらプロジェクト」の当事者としての意識と、地域貢献という社会的な評価を付す「まちぶらプロジェクト認定事業」を用い、地域力によるまちづくりも核とした施策も進めている。

### <具体的な施策>

#### ➤ まちぶらプロジェクト

「まちなか」の求心力は、人口減少やにぎわいの低下とともに失われており、平成20年より「まちなか再生」に取り組み、この中で市民を巻き込むまちづくり政策として街を散

策する「まちぶらプロジェクト」を策定した。

➤ エリアの魅力づくり

「まちなか」を 5 つのエリアに分け、各エリアが持つ特色を活かしながら魅力の向上に結び付くような「エリアの魅力づくり」の取組を行っている。

● 5つのエリア

- ①下町風情の残るまちが広がる「商店街・市場を中心とした普段着のまち」
- ②長崎最古の商店街がある「和のたたずまいと賑わいの粋なまち」
- ③長崎市の中心として古くから栄えてきた繁華街「長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち」
- ④横浜・神戸に並ぶ日本三大中華街「中国文化に触れ、食を楽しむまち」
- ⑤洋館や石畳の坂道など居留地時代からの面影が色濃く残っている「異国情緒あふれる国際交流のまち」

➤ その他

各エリアがそれぞれの事業を行うのではなく、将来像や課題、対策等を共有し、観光等で来られた方が各エリアを回遊できる回遊路を整備し、公共トイレや案内サインの整備などを行っている。

また、計画の前段階では、市民参加の座談会などを開催し、基本方針や構想の策定を行った。

当事者としての意識と、地域貢献という社会的な評価を付す「まちぶらプロジェクト認定事業」や「にぎわい活動支援補助制度」等、市民参加や地域参加が本プロジェクトの重要な部分となっている。

<所感>

視察では、実際に「まちぶら」させて頂いた。長崎駅から少し離れた所を南北に流れる中島川エリアを中心とし、5つのコンセプトに分かれた観光地である。

今回「まちぶら」させて頂いたエリアは、魚の町公園から川沿いに南下。眼鏡橋を渡った中島川・寺町・丸山エリアだった。このエリアは、「和のたたずまいと賑わいの粋なまち」をコンセプトに整備されている。

ここは、明治から大正期にかけて、商家や職人の住いが軒を連ねる「町家の都市」と言われたそうだ。その面影を残した古い商店が点在し、そこにそのイメージを壊さないデザインの近代の店が並んでいた。

さらに東へ歩を進めると、そこには銀杏の大木に囲まれた古い寺院が立ち並ぶ「寺町通り」。国指定重要文化財の興福寺をはじめとした寺院が和と唐の文化が混在する長崎の歴史を感じさせてくれた。道は狭いが、そこにまた風情を感じる街並みだった。

計画期間が平成 25 年から今年度までの 10 年間で、最終年度となっている同プロジェクトは、コロナ禍で空き店舗数が増加するなど厳しい状況の中、外国人観光客の姿もちらほら見受けられ、何とか厳しい時期を乗り越えている感じがした。

本市もルートミュージアムを進め「MEGURU」プロジェクトを推進している。時間は



かかるかもしれないが、市内全域に及ぶ観光資源を有効に活用し、横須賀らしい観光地を目指して行きたいと感じた。

### 3、中心商店街における地域福利増進事業について（山口県山口市）

#### <中心商店街における地域福利増進事業>

所有者不明土地は基本的な土地の売買から、開発における道路整備等を推進する上で大きな障害となっている。この問題は、全国的な課題として認知され、国の調査によれば所有者不明土地の総面積は、九州の面積に匹敵するといわれている。

山口市でも同様に、中心商店街における整備事業において、所有者不明土地が存在し、その土地の有効活用が課題となっていた。

平成 30 年「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立したうえ、国土交通省における「所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査」に採択（令和 2 年度）され、その解決に取り組んでいる。

#### ● 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（参考）

増加している所有者不明土地の利用を円滑に行い、管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索をするために定められた法律で、地域福利増進事業の実施のための措置や所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じている。

概要は次のとおり

- ①利用できなかった所有者不明土地を地域のための事業（地域福利増進事業）に利用できるようにする。
- ②所有者の探索において、市町村長等に土地所有者に関する情報（住民票、固定資産課税台帳等の情報）の提供を請求することができる。
- ③都道府県知事の裁定を受けることで、期限を設けて所有者不明土地を使用できる。

#### <事業の概要>

山口市では、平成 25 年から住宅市街地総合整備事業を進めていたが、対象地域における所有者不明土地の存在が判明した。そのため「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」における「地域福利増進事業」の活用を開始し、同法に基づく調査により法定相続人を把握した。法定相続人に対し、確認作業を行った結果、全員の所在が明らかとなり、地域福利増進事業における所有者不明土地には該当しないことが明らかになった。



現在、権原（公共施設の存立を担保するために取得する土地に関する権利）を取得するため、法定相続人に対し寄付依頼を行っている。

また、施工するにあたり、持ち分過半数以上取得したタイミングで共有物の「管理」として施工するか、100%取得後に施工するかを検討している。

#### <所感>

今回の視察の主な目的は、開発等における道路整備等を推進する上で大きな障害となって

いる所有者不明土地に対し、どのような対策を講じ、どのように乗り越えたのかを調査する事だった。

所有者不明土地問題はその名の通り、不動産等の遺産相続が滞った状態が10年単位の長期間にわたり、相続すべき兄弟姉妹等が複数人存在することにより、あらゆる手立てを講じても法定相続人の所在が確認できず、手が付けられない事態に陥ってしまう事だ。

しかし、山口市の場合は、住宅市街地総合整備事業を推進するにあたり、所有者不明土地が明らかになったものの、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく調査により法定相続人を把握し、全員の所在が明らかとなった。そのことにより、同事業が前進したという事例で、全国的にも珍しい事例だったと言えるのではないかと。

山口市の同法を活用した先行事例としては、稀に見る形で順調に調査が進んでいて、行き詰まってからの対策をお聞きすることができなかった。

本市では、はじめて今年度1件の申請を受け、進行中の案件があるとお聞きしている。今後もさらに所有者不明土地の問題は顕在化してくるものと思われるため、法定相続人の死亡等による課題を解決した事例を持つ他都市を調査してみたいと感じた。